

平成 27 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 71 号 説 明 資 料

平成 27 年 11 月 27 日

大磯町町税条例等の一部を改正する条例

---

## 資 料

---

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～4
新旧対照表	-----	5～13

税 務 課

## 大磯町町税条例等の一部を改正する条例

### ○改正概要

平成 27 年度税制大綱に基づき、平成 27 年度地方税制改正においては、猶予制度の見直しが行われ、そのほか軽自動車税の税率及び固定資産税におけるサービス付き高齢者向け住宅に対して課する固定資産税の減額措置の見直しを行いました。

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例等の一部を改正するものです。

### ○改正内容

#### 1 猶予制度の見直しについて

納税の猶予制度は、納税者などの個別的、具体的な事情に応じて、町税の徴収を緩和する制度であり、納税者が災害等により納税することができない場合において、一定期間徴収をのばすことができる徴収猶予と、強制徴収手続きをすることにより滞納者の事業継続困難等になるおそれがある場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、強制徴収手続きをのばすことができる換価の猶予があります。

町税の猶予制度については、従前、地方税法などに手続きの規定がされておりました。今回の税制改正により、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、徴収猶予に係る分割納付の方法及び申請手続き並びに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しがなされ、条例で定めることになりました。

なお、国税において平成 26 年度には猶予制度の見直しが行われておりますが、本町において条例を定めるにあたり、国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定とします。

施行日：平成 28 年 4 月 1 日

区分 制度	条例で定める事項	
	徴収猶予	換価の猶予
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猶予期間内において合理的かつ妥当なものに分割し納付させる</li> <li>・ 納期ごとの金額を定める</li> </ul>	
申請期限	—	・ 納期限から 6 月
申請書 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付することができない事情</li> <li>・ 分割納付の期限及び金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猶予を受ける金額、期間</li> <li>・ 担保内容（提供する場合）</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実を証する書類</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産目録</li> <li>・ 収支状況</li> <li>・ 担保に関する書類（提供する場合）</li> </ul>	
担保徴取基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担保を徴さない場合は、金額が 100 万円以下、猶予期間が 3 月以内又は特別な事情がある場合</li> </ul>	

## 2 軽自動車税の税率の見直しについて

### 4輪等に係る税率を軽減する特例措置

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得（新車に限る。）した4輪以上及び3輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置（軽自動車税のグリーン化特例（軽課））が講じられました。

施行日：平成28年4月1日

- ① 電気自動車、天然ガス使用車について、税率を概ね100分の75軽減する。

区 分			標準税率		
			税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△8,100円	2,700円
		営業用	6,900円	△5,100円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	△3,700円	1,300円
		営業用	3,800円	△2,800円	1,000円
3輪			3,900円	△2,900円	1,000円

- ② 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね100分の50軽減する。

区 分			標準税率		
			税率	軽減税率	軽減後税率
4輪以上	乗用	自家用	10,800円	△5,400円	5,400円
		営業用	6,900円	△3,400円	3,500円
	貨物用	自家用	5,000円	△2,500円	2,500円
		営業用	3,800円	△1,900円	1,900円
3輪			3,900円	△1,900円	2,000円

- ③ 平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準を満たすもの（②の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（②の軽自動車を除く。）について、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

区 分		標準税率			
		税率	軽減税率	軽減後税率	
4 輪以上	乗用	自家用	10,800 円	△2,700 円	8,100 円
		営業用	6,900 円	△1,700 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	△1,200 円	3,800 円
		営業用	3,800 円	△900 円	2,900 円
3 輪			3,900 円	△900 円	3,000 円

### 3 固定資産税 サービス付き高齢者向け住宅の減額措置の見直しについて

高齢者単身・夫婦世帯が増加する中で、近年では高齢者が安心して生活できる居住環境を安定的に確保することが極めて重要なため、国では「サービス付き高齢者向け住宅※1」である貸家住宅の整備促進を図ってきました。これに伴い、対象家屋に係る固定資産税について、従前より地方税法により減額割合が規定され、減額措置が講じられておりましたが、適用期間が平成 27 年 3 月 31 日で終了したため、地方税法の改正により、適用期間を 2 年間延長し、また、減額割合について「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）※2」が導入され、地方税法の定める範囲内で条例により割合を規定することができるようになりました。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新築された下記家屋の固定資産税の減額について、減額の割合を町の条例で定めます。

施行日：公布の日

対象家屋	地方税法で定める割合		条例で定める割合
	現行	変更後	
サービス付き 高齢者向け住宅 の貸家住宅	2/3	2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	2/3

《 減額の適用要件 》

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新築された、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づき都道府県等へ登録されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅。
- (2) 床面積 30 m<sup>2</sup>/戸以上 280 m<sup>2</sup>/戸以下（共有部分含む）
- (3) 戸数が 5 戸以上
- (4) 主要構造が耐火構造又は準耐火構造等
- (5) 国又は地方公共団体からサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対する建設費補助を受けていること

《 減額の内容 》

家屋に係る固定資産税額が、5 年間 2/3 減額となります。

《 用語解説 》

※1 サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の規定に基づき、都道府県等へ登録された住宅で、手すりの設置や段差のないバリアフリー構造で、緊急通報サービスなどの安否確認やケアの専門家による生活相談サービスを提供し、高齢者が安心して居住できる住宅

※2 わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

国が一律で定めていた特例措置の内容を、地方税法の定める範囲内で、地方団体が条例により割合等を定めることができる仕組みです。地方団体が地域の実情に即した政策を展開できるようにするという観点から導入されました。

4 規定の整備について

- (1) 規定の追加に伴う所要の改正を行います。（第24条の2第1項第1号、附則第17項関係）
- (2) 法律の改正に伴う項ずれへの対応を行います。（附則第26項関係）

【第1条関係】大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第7条 省略 <u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u> <u>第7条の2 町長は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この章において単に「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。</u> <u>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u> <u>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更することができる。</u> <u>4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u> <u>5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又</u></p>	<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第7条 省略</p>

改正案	現行
<p>は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第7条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額を含む。)</p> <p>(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	

改正案

現行

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。  
(職権による換価の猶予の手續等)
- 第7条の4 第7条の2第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類  
(申請による換価の猶予の申請手續等)
- 第7条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 第7条の2第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 3 第7条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項におい



改正案	現行
<p><u>て準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第7条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限の納付金額又は納入金額</u></p> <p><u>5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第7条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p><u>6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 第7条の3第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 第7条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p><u>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p><u>第7条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第24条 省略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の</p>	<p>現行</p> <p>第8条 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 省略</p> <p>第2節 固定資産税</p> <p>第18条～第24条 省略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第24条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の</p>

改正案	現行
<p>指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が <u>令</u> 第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>    第3節～第7節 省略</p> <p>    第3章～第5章 省略</p> <p>    附 則</p> <p>1～16 省略</p> <p>    (住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>17 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>令</u> 附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>18～25 省略</p> <p>26 法附則 <u>第15条第40項</u> に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が <u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u> 第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>    第3節～第7節 省略</p> <p>    第3章～第5章 省略</p> <p>    附 則</p> <p>1～16 省略</p> <p>    (住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>17 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が <u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号)</u> 附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>18～25 省略</p> <p>26 法附則 <u>第15条第38項</u> に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改正案

現行

27・28 省略

29 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

30 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

31 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

27・28 省略

改正案

現行

第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)

(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置)

32 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

（固定資産税の税額の特例）

33 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

29 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中附則第26項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定並びに第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）第7条の2、第7条の3及び第7条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項から附則第4項まで及び第6項において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の

改正案

現行

規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第7条の4及び第7条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第7条の5及び第7条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。  
（軽自動車税に関する経過措置）

5 新条例附則第29項から第31項までの規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。  
（固定資産税に関する経過措置）

6 新条例附則第33項の規定は、平成27年4月1日以後に新築された平成28年新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

【第2条関係】大磯町町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行																								
<p>省略</p> <p>附則に次の6項を加える。                      (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>23～27 省略                      (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>28 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="156 662 873 853"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p><u>附 則 (抄)</u>                      (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則第26項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定並びに第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2～6 省略</u></p>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>省略</p> <p>附則に次の6項を加える。                      (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>23～27 省略                      (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>28 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 662 1877 853"> <tr> <td>第27条第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第27条第2号ア(ウ)</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円																							
	10,800円	12,900円																							
	3,800円	4,500円																							
	5,000円	6,000円																							
第27条第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																							
第27条第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円																							
	10,800円	12,900円																							
	3,800円	4,500円																							
	5,000円	6,000円																							